



2020年3月13日

各 位

会 社 名 株式会社細田工務店
代 表 者 名 代表取締役社長 阿部 憲一
(コード番号:1906 東証 JASDAQ)
間 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役経営企画部長 武藤 雅康
電 話 03-3220-1111

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び 定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2020年2月17日付「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」（以下「2020年2月17日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2020年3月26日まで整理銘柄に指定された後、2020年3月27日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所 JASDAQスタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

2020年2月17日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
2020年3月31日（予定）をもって、2020年3月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様
の所有する当社株式2,350,000株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
19,016,504株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
19,016,512株
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
8株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
15株
- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭
の額

本株式併合により、株式会社長谷工コーポレーション（以下「長谷工コーポレーション」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て長谷工コーポレーションに売却し、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に長谷工コーポレーションが2019年12月20日から2020年2月4日まで実施した当社株式に対する公開買付けにおける当社株式に係る買付け等の価格と同額である130円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2020年2月17日付け当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は15株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものがあります。
- ② 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ③ 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は長谷工コーポレーション1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、本議案にかかる定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2020年3月31日に効力が発生するものといたします。

3. 株式併合の日程

| | |
|---------------|---------------------|
| ① 本臨時株主総会開催日 | 2020年3月13日（金曜日） |
| ② 整理銘柄指定日 | 2020年3月13日（金曜日）（予定） |
| ③ 当社株式の最終売買日 | 2020年3月26日（木曜日）（予定） |
| ④ 当社株式の上場廃止日 | 2020年3月27日（金曜日）（予定） |
| ⑤ 本株式併合の効力発生日 | 2020年3月31日（火曜日）（予定） |

以上